

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷十第

行發日一月二年九正大

論 說

資本論に見はれたる唯物史觀……………法學博士 河上 肇

社會的租稅政策の根本理論……………法學博士 小川郷太郎

鎌倉時代の家族制度(一)……………文學博士 三浦 周行

消費稅が生産者に及ぼす影響の社會政策的考察……………法學博士 神戸 正雄

植民地の土地政策(二、完)……………法學博士 山本美越乃

交通の意義と交通論の問題……………法學士 小島昌太郎

時事問題

支那の日貨排斥運動……………法學博士 戸田 海市

雜 錄

手形交換所制度論(二)……………法學士 大森 研造

絹に關する外國語……………法學博士 財部 靜治

岡山藩の開墾策(二)…………… 黑 正 巖

社會的租稅政策の根本理論

小川 郷 太郎

第一 社會政策の手段としての租稅

近來我國に於ても社會問題が非常に喧しくなつた、社會問題は從來とても學者が講壇に於て説かざりしにあらざりしも、實際問題としては殆ど之を見なかつたと謂つてもよかつた、所が世界戦を経て、社會問題は潮の寄するが如く、地を動かして我國にも來つたのである。

一體社會問題といふものは、貧富懸絶の事實を貧者が自覺するに依て起るものである、故に貧富懸絶のない所に社會問題はない、併し乍ら貧富懸絶ありと雖ども人の之に不平を抱く者なければ、社會問題は起り得ない、我國に於ては、貧富懸絶の事實が日に益々顯著となつて來、富者の傲奢を極むるに反して貧者の生活に窮する狀は何人も見逃すことが出來ないやうになり、貧者自らも之を覺らざるを得なくなつて來た、而して其貧者の自覺に油を注いだものは、歐米に於ける社會戦の消息や世界思潮の傳來である、茲に至て我國に於て社會問題は起らざるを得ないのである、既に社會問題か起つたとすれば、實際家も之が解決に從はなければならぬのである。

社會問題解決の方法は一にして止まらないが、一番實行の出来る見込あるものは、現在の國家をして之に當らしむることである、夫の國家社會を顛覆し革命を遂げて新社會を作らんとする説の如き、議論痛快なりと雖も、實行容易でない、若し實行が出来るとしても新社會は恐らく理想郷であるまい、故に予輩は革命に依て社會問題を解決せんとする説に反對せざるを得ない。

さて現在の國家をして社會問題の解決に當らしむるとして、如何にすべきかといふに、根本論として先づ富の分配の不平等を矯正することを是認せねばならぬ、社會問題は富の分配の不平等といふ事實から起て來るのである、其源を治むれば其問題は自然解決せらるべきである、加之富の分配が不平等となれば富者は奢侈に耽て他を忘れ、貧者は生活の資を得ないで意氣を銷磨し、以て社會の進歩人文の發達を圖ること出来なくなる、是が故に社會の進歩人文の發達を期せんとせば富の分配の不平等を矯正せねばならぬ、此くいへばとて、予輩は富の分配の絶對的平等を主張するものではない、富の分配の絶對的平等なる社會は、刺激を失ひ、それ自身發達すること出来ないのみならず、人に強弱賢愚ありて働き方も異なることを無視したる富の分配で正義にも反するからである、予輩は只今日の社會に見るが如き富の分配の甚しき不平等で而も不公平であるのを矯めんとするのである、而して富の分配の甚しき不平等を矯正することが、人文の發達社會の進歩に必要でありとすれば、今日の社會の正義に適ふものと謂はねばならぬ。

富の分配の不平等を矯正するといふ根本思想が許されると、そこに社會政策があらはれて來る、社會政策は二の方面に向て行はねばならぬ、即ち一は貧者の生活を保障することであり、一は富者の富の集中を制限することである、貧者の生活を保障せんとせば、國家は勞働の自由契約に立ち入り、或は最低勞賃を定め或は利潤分配の方法を定むるの必要も起るべく、勞働者をして勞働保險に加入せしむるの必要も起るべく、又貧しき者の子弟に對しては無月謝で教育し甚しきは食物迄も給することを辭せないこともあるべく、貧しくして老いたる者に對しては養老年金を與ふこともあるべく、職を失へる勞働者には或は勞働の紹介をなし、或は國家自ら職を授けることもあるべく、又貧困に陥り爲す術を知らざる者は之を救助し、貧困の生める不良少年は、之を感化院に收容する等種々の方策を案すべきである。富者の富の集中を制限せんとせば、國家は一方に於て特定の財産并に企業を官有官營として、私有私營の範圍を狭め、他方に於て租稅に依て富者より多くの富を徵收すべきである。尙租稅に立脚して考ふれば社會政策の手段としては單に富者に重く課するのみならず、一定事情の下にある貧者を免稅し若くは貧者に軽く課すべきであり、或は富者より徵收したる租稅を貧者の爲めにする行政費に投すべきである。

此の如き社會政策が行はるゝときは貧富の懸隔は大に調和せられ社會問題を解決することが出来る、余は茲に是等總ての手段を論究せんとするのでなく、其中の租稅に依るものゝみを取て研

究せんとするのである、只余の多言を費して後終に租税の問題を持ち出して來た所以は租税が社會政策の一手段として他の手段と並び行はれることの必要なことを明にせんとするが爲めである。

此の如く租税が社會政策の手段として用ひられる場合に其政策を社會的租税政策(Soziale Steuerpolitik)といふ、社會政策の爲めにする租税政策の義である、而して社會政策の手段として課せられる租税を社會政策的租税といふ、社會的租税政策といひ、社會政策的租税といふ、政策より見ると租税より見るとの差のみで、畢竟問題は同じこととなる、本論の中で時に或は社會的租税政策といつたり、時に或は社會政策的租税といつて居るのは、便宜に従ふのみである。

租税が社會政策の手段として用ひらるゝことは前述ふる如くであるが、余は茲に尙少しく之を明確にする必要がある、租税が社會政策の手段として用ひらるといふは貧富懸隔を緩和せんが爲めに外ならぬ、故に貧富懸隔を緩和するの目的を以てする租税は皆社會政策的租税といふ事が出来る、從て富者より取て貧者の爲めにする行政費に用ゆる場合に社會政策的租税の本質は發揮せられるものであるが、假令貧者の爲にする行政費に用ひなくとも苟くも富者に重く課し貧者に軽く課する以上は之を社會政策的租税といはねばならぬ、前の場合は所謂目的税の性質を有するもので、後の場合は其租税收入の使途に就て限定せぬものである、學者或は社會政策的租税を目的

税の性質を有する場合に限らんとするものがある、けれども、それは狭きに失すと思ふ、蓋し目的の性質を有せざるものと雖も、富者に重く課し貧者を免税し若くは之に軽く課する以上は、以て貧富懸隔を緩和することが出来るからである。

第二 租税の財政的目的と社會政策的目的

社會的租稅政策とは前段述ぶるが如く租税に依て社會政策を行ふことである、是が故に租税の目的は社會政策であり、社會政策の手段は租税であるといへるのである、苟も社會政策の必要を認むる者は、社會政策の一手段として租税を用ふることを許さねばならぬ、換言すれば租税に社會政策の目的を認めねばならぬ。

處が租税は財政學に於て、普通、國家公共團體の經費を支辨するが爲めに收入を得んことを目的とするものとせられて居る、今租税に社會政策の目的を認むると、租税は財政上の目的と社會政策上の目的と並び有することになる譯である、聊か租税の觀念を紛更するやうに思へないでもない、そこでワグネルの如きは租税を觀念するに當りても、純財政的意義と社會政策的意義とに分別し、純財政的意義に於ける租税は、國家自治體の經費を支辨するが爲めに財政權に依り一般報償の趣旨を以て個人經濟より強徴する公課であるが、社會政策的意義に於ける租税は現今の法律制

* 内池博士、社會政策的租税の價値 (國民經濟雜誌第二十七卷第十二號一八頁、三〇頁)

度經濟制度の下に生じたる國民所得并に國民財産の分配を矯正するといふ目的を、場合によれば個人の所得并に財産の使用を矯正するといふ目的を併せ有し若くは其目的のみを有する公課であるといふて居る。^{*}

ワグネルの定義によると、純財政的意義に於ける租税と社會政策的意義に於ける租税とは別々のものとならなければならぬ、一の租税で二つの目的を兼ねるものも出來て來やうが、一つだけの目的を有するものある譯である、そこで財政的必要なきに社會政策的租税を起さねばならぬことが出来る。ヘルフェリツヒは此意味に於てワグネルの社會政策的租税を攻撃した。^{**}ワグネルは之に答て次の如く言つて居る。

目的を立つること、事實の起ること、は別問題である、事實の起ることはその必要の生ずるに因るのである、租税に社會政策の目的ありとするも、その目的が具體的となるのは富の分配の過程に干渉の必要が生ずるときである。蓋し經費支辨の爲めに課税することは具體的財政政策租税政策の問題であり、所得分配を矯正するが爲めに課税することは社會政策經濟政策の問題である、此所得分配を矯正するの目的を以てするものは社會政策的租税である。

と、ワグネルの論ずる所に據て之を觀れば、社會政策的租税は所得分配を矯正するの必要ある場合に起されるものであるから、假令、財政上の必要がないとしても、批難すること出來ぬといふ論

* Adolf Wagner, Finanzwissenschaft. II. Teil, 2. Aufl. S. 210
** Helferich, Allgemeine Steuerlehre in Schönberg'schen Handbuch I. Aufl. II. S. 113, 2. Aufl. III. S. 139.

理となるのである、従て財政上の目的を有せずして社會政策上の目的をのみ有する租稅がある譯である、そは氏が社會政策的意義に於ける租稅を觀念するに當りて國民所得の分配、場合によりては個人所得の使用を矯正するといふ目的をも併せ有し若くはその目的をのみ有する公課である (Steuern im sozialpolitischen Sinne sind diejenigen Auflagen oder Abgaben, welche zugleich oder allein dem Zwecke dienen, in die auf Grund der Rechte- und Wirtschaftsordnung erfolgte und erfolgende Vertheilung des Volkseinkommens und Volksvermögens unter den Einzelnen und eventuell weiter in die Verwendung des Einzelseinkommens und Vermögens regulierend und verändernd einzugreifen) として居るに徴しても明かである。

余の見る所を以てすれば社會政策的租稅は社會政策の目的を有するのであることは論ずる迄もないが同時に收入を得るの目的をも併せ有するものと見ることが山來ると思ふ、成程社會政策的租稅に於ては社會政策の目的が最も高調せられるであらうけれども、財政家より觀れば收入の目的をも達しやうとして居ること疑ない、蓋し如何なる租稅も、個人經濟より強制的に徴收するものであるとすれば、其租稅の觀念より直に國庫に收入を齎らすものであることを知るべきである、收入を伴はざる租稅は有り得べきでない、租稅で收入なきに至れば最早租稅でないのである、此く論せば人或は之を駁して社會政策的租稅は自然に收入を伴ふて來るが收入を目的とするもので

ない、其財政的収入の十分に存する場合にも此種の税を起す必要あるを疑ても知るべしといふであらう。成程他の租税収入が十分に存して更に新しき税を起す必要なきに拘らず社會政策的租税を起すにせば其租税は収入の目的を有せぬやうである、併し乍ら他の租税収入が十分に存すといふも悪税がないといふ譯でもない、悪税を廢減せば假定の場合に於ても租税収入は不十分となり、更に他の租税の収入を必要とするに至らう。其處に社會政策的租税を起さば租税収入の不足を補ふことが出来る、從て社會政策的租税も収入を目的とするものといふ事が出来やう。是れ余輩が社會政策的租税は社會政策の目的と収入の目的とを併せ有するものといふ所以である。余輩の見る所は此點に於て多少ワグネルと異なるのである。

以上論ずるが如く社會政策的租税は社會政策の目的の外に収入の目的を有するものであるが、逆に總ての租税は収入の目的の外に社會政策の目的を有すと解してはならぬ、租税にして單に収入の目的を有し社會政策の目的を有せぬものもあるのである、されば總ての租税に共通するものは収入の目的である、社會政策の目的を兼ね有するものは特殊の租税に限る、即ち社會的租税政策より特殊の租税に此目的を持たしむるのである、されど特殊の租税の配置如何に依ると全體の租税制度が社會政策的色彩を帯ぶるやうになつて來ることがあるのである。

之を要するに社會政策的租税にありては、社會政策の目的と収入の目的と兩立するものと謂は

ねばならぬ。

第三 社會政策的租稅に對する反對說并に駁論

租稅が收入の目的を有する外に社會政策的の目的を有し得ることは前段に論じたる通りであるが、從來の學者で之に反對するもの少くない、そこで余輩は茲に其反對說を吟味して見やうと思ふ、反對說は概ね租稅の目的を一たるべしとなし、既に收入の目的を有する以上社會政策的の目的を有し得ないと前提して居るやうである、それより進て、或は社會政策的の目的は租稅に依て之を遂ぐるを要せずといひ、或は租稅には社會政策的の目的を持たしめてはならぬといふ、以下順次之を批評して見やう。

一

先づ第一に反對說の概ね前提とする所の考即ち租稅の目的は一たるべしといふ考を調べて見ねばならぬ、租稅の目的は一たるべしといふは、租稅に收入の目的以外の目的を許さぬといふ義である、換言すれば、租稅は財政の手段のみに用ふべきで、他の手段に用ふべきでないといふのである、此議論を肯定するには、何故租稅が財政以外の手段に用ふること出來ぬかといふ理由を明にせねばならぬ、然るに其理由が明にせられて居らぬ、租稅は國家の目的を達する爲めに要する

經費を支辨するものであるといへば、租税が國家本來の目的より見て手段たるべきものであることは疑の餘地ない、若し租税を國家本來の目的に反することに用ふるとせば、それは租税の本質に戻るものとして斥けることが出來やう、されど國家本來の目的を達する爲めに用ふるとせば、それが財政以外の手段に供せらるるとも、之を排すべきでない、國家本來の目的よりいへば、財政も其手段であり、社會政策も其手段である、されば租税は財政の軌道に依ても社會政策の軌道に依てもよい筈である、租税が財政の軌道に依て國家本來の目的に達せんとする場合には之を可とし、社會政策の軌道に依て國家本來の目的に達せんとする場合に之を非とする理由はない、余輩は此の如き論理を以て租税が財政以外の手段に用ひらるべきでないといふ説に反對せんとするのである。

更に一步を進て、租税は從來財政以外の手段に用ひられたことないかと考て見るに、財政以外の手段に用ひられたること頗る多い、而してそれが實際に行はれた許りでない、學者も皆爾かすることを熱心に説いたものである、其最も著しきものは所謂保護税である、そこで茲に少しく保護税のことを考て見やう。

保護税は由來輸入品に課する關税である、其輸入品の價を高くし以て内地産業が外國産業の競争に倒れないやうに之を保護せんとするものである、從て保護税は産業政策の目的を有して居るといへる、更に換言すれば租税が産業政策の手段として用ゐらるゝものといふべきである、或は租

税に二の目的なしとの論理を貫かんとすると保護税は産業政策の目的を有するもので収入の目的を有するものでないといふより外なからう、されど關稅が収入の目的を有せぬといふは諸國の實際の事實を証ゆるものである、是が故に余輩は保護税は収入の目的を有する外に産業政策の目的を有するものであるといはうとするのである、何れにせよ保護税が他の政策の手段に用ひられて居ることは何人も争ひ得ざる所である。此の如く租税は從來既に財政以外の手段にも用ひられて居つたのである、然らば租税を社會政策の手段として用ふることも許さねばならぬ、租税を産業政策の手段として用ふることを許し社會政策の手段として用ふることを許さぬといふならば、それは徹底せぬ議論である、元來保護税なるものは幼稚なる産業を保護する爲めに發明せられたるものである、保護税を課せられると輸入品は高くなるのが普通であるから一般の消費者の苦痛とする所である、然るに生産者は之に依て外國の産業に壓倒せられず其事業の基礎を固め更に進んで技術や經營方法を改善し保護税なくなるも外國産業と競争し得るに至り以て暴富を致すやうになるのである、されば保護税は一般消費者の一時の利益を犠牲にして國家百年の爲めに産業の發達を計るといふことに歸着する、從て保護税は資本主義を完成する手段であるといふことが出来る。處で今や資本主義は愈々發達して富者益々富み貧者益々貧しくなり富の分配の不平等其極に達し、爲に不穩の氣社會に滿つるに至つたので、社會政策を施すの必要が愈々切となつて居るの

である、されば租税も此時代の要求に従ひ社會政策の手段となつて行かねばならぬ譯である。資本主義の發達せんとするに際して租税を其道具に使ふ事を許すものは、資本主義の弊の甚しからんとするに際して其弊を救ふ爲に租税を道具として使ふことに異議あるべきでない、夫の保護税を認め社會政策的租税を非認めんとするは資本主義の得手勝手の議論と評せなければならぬ。之を要するに租税が収入の目的の外に社會政策の目的を有することは之を許さねばならぬ。

二

次に租税は社會政策の目的を持つ要なしといふ論を吟味せねばならぬ、此論は社會政策を認めないのではない、社會政策は社會政策で別に講じてよい、租税に依て迄之を解決する要なしとするのである、此考の由て來る所は租税を以て財政の分野に專屬するものであるとし、社會政策の分野に入るべきものでないとするのにある、併し乍ら社會政策的租税は元來財政の分野に育ちたるものでなくして、社會政策の分野に生れたものである、既に社會政策を施すの必要を認めば、社會政策の爲めにする租税を許さねばならぬ、若し社會政策の爲めにする租税の必要なしとせば、社會政策の他の手段に依て其目的が十分に達せらるゝことを證明せねばならぬ、處が現在の經濟組織が改造せられざる限り貧者があり労働者があり、失職者があり、浮浪の徒があるであらうから、工場監督、労働保險、養老年金、労働紹介、授職、救貧感化等の社會政策は絶対に必要であ

らう、而して是等の社會政策が幾ら完備すればとて、社會政策的租稅が不必要であるといふ斷案は下すこと出來ぬ、否是等の社會政策が完備すればする程之が爲めに多額の經費を要することとなり、從て之を支辨するべき租稅が必要となつて來て、社會政策的租稅は愈々缺く事の出來ぬものとなるのである、人或は此の如き經費を支辨する租稅は財政の目的を有する租稅で、社會政策の目的を有する租稅でないといふかも知れぬ、併し乍ら富者から多くの税を取りて之を貧者の生活を保障するの施設に用て、貧富の懸隔を緩和するは、偶々社會政策的租稅の本質を發揮する所以である。

之を要するに現代の經濟組織を根本的に改めざる限り貧者の生活を保障するが如き社會政策は廢すること出來ず、社會政策的租稅も亦從て愈々必要となると謂はねばならぬ。

若し社會政策の手段として租稅を用ふるの要なき時ありとせば、それは社會政策そのものも必要でなくなつた時でなければならぬ、換言すれば貧富の懸隔が調和せられ其弊害も除かれて仕舞ふやうの時でなければならぬ、處が、さういふ時期は現代の經濟組織が改造せられた後に初て見ることが出來る、内池博士は此點に就て社會政策的租稅は積極的社會政策が發展進歩するに從て漸次其地位を譲り終局に於て之を廢すべきであると論じて居る、茲に積極的社會政策といふは、現代の經濟組織を改造し弊害の根源を除かんとするもので、獨占事業の官營、偶然利得を生ずる財

* 内池博士、社會政策的租稅の價值、(國民經濟雜誌第二十七卷第十二號三一頁以下)

産の公有、勞資の關係を改善して勞働者を企業の損益に参加せしむる等の手段を指して居るのである、是等の手段は慥に現代の經濟組織を改造するの效あるに相違なければも果して貧者をして跡を絶たしむるや疑なきを得ない。假に貧者をして跡を絶たしむるにせば、貧者の生活を保障せんとする社會政策は殆ど必要なく、又從て社會政策的租税も其要なきに至るであらう、苟くも此域に達せざる限り租税に社會政策の目的を持たす要なしといふこと出來ぬ。

次に租税に社會政策の目的を認めざるものも、多く租税が社會政策と没交渉であり得ないことを承認するやうである、學者或は租税は何れも富の分配を變更するものである併し、それは租税の效果に外ならぬ、租税の目的とすべきでない、言ひ換ふれば租税は社會政策の目的を有すべきではないが、社會政策の效果をあらはすものであるといふものがある、併し乍ら租税の效果は常に社會政策的であると限らない、租税は現代の資本主義の經濟社會に於て自由交換に依て生じたる富の分配を更に變更することは論ないが、其結果より見れば、或は貧富懸隔を愈々甚しからしむることもあり、或は貧富懸隔を緩和することもある、前者は反社會政策的効果であつて、後者は社會政策的効果である。

此の如く租税の效果は時に社會政策的となり、時に反社會政策的となるものである、租税をして社會政策的効果をあらはさしめ、反社會政策的効果をあらはせないやうにしやうと思へば、租税

* v. Schall, Allgemeine Steuerlehre in Schönberg'schen Handbuch 4. Aufl. III. S. 154

に、社會政策の目的を持たしめねばならぬ、社會政策の目的を持たしめずして、社會政策の効果を期するは無理の註文であるからである。

三

終に租稅は社會政策の目的を持つてはならぬといふ説を吟味して見やう。財政學者中此の如き考を持つて居るもの少くないが、近頃最も大膽に此説を唱へて居るものは田中穂積博士である、そこで余輩は茲に田中博士の説を批評せねばならぬ。

田中博士は三の理由を以て社會政策的租稅に反對せられて居る。第一の理由は租稅を社會政策の目的に利用することは正義の原則に反して居るといふのである、其意は

「精神上肉體上自然の相違から起る所の生活の不平等は即ち合理的の不平等と稱すべきものであつて其合理的の不平等があれど、それ自ら自由競争が行はれて人類の向上發展が促さるゝのである。然るに此合理的の不平等を無視して生れながらに、精神的にも肉體的にも優劣のある人類を強て平等に取扱はんとする如きは不合理極まる亂暴根柢といはざるを得ない。即ちラグナーの如く社會政策の目的に租稅を利用して貧乏人には免稅し、金持からは大に租稅を取て貧富の懸隔を調和しやうといふ事は正義の上から斷じて許すこと出来ない。」

といふのである、第二の理由は課稅の方に依て貧富の懸隔を調和するは手段の爲めに目的を犠牲にするものであるといふに在る、其意は、

「貧富の懸隔さへなければ、それで良いかといふに必ずしも是れのみを以て能事舉れりといふ譯にゆかぬ……貧富の懸隔を調和するといふ事は畢竟手段であつて、目的は人類の福利を増進するに外ならぬ。故に如何なる場合に於ても手段の爲めに

* 社會政策學會論叢第九冊第二三頁以下

目的を犠牲にしてはならぬ、然るにラケナーの如く金持に重税を課することに依て其富を減じて、貧乏人との懸隔を少くすることとは世俗の所謂團栗の背並べであつて斯の如きは本末を顛倒せる迷謬たるを免れない、即ち健全なる社會政策は、どうしても貧乏人に對して出来るだけ其智識を研き道徳を向上し、富を獲得する機会を與へて出来るだけ之を向上發展せしめて富者と同一地位に迄引上げて其間の懸隔を少くするといふことではなければならぬ。」

といふのである、第二の理由は社會政策の目的に租税を利用すれば、社會政策の實行を愈々困難ならしむるといふに在る、其意は、

「社會政策の目的たる無産者階級の生活状態の改善に當て先立つものは経費である、而して此経費を支辨するには、どうしても生産の進歩といふ事が必要であつて、生産進歩するにあらざれば経費支辨の財源がない、ラケナーの如く富者に重税を賦課して其富を減殺するといふ事が實行せらるゝならば、資本の集中を妨げ従て大規模生産に根本的の打撃を與へ資本を國外に驅逐して國民經濟の發展を阻礙するは蓋し避くべからざるの勢であるから一方に社會政策を唱へ乍ら他方に實行の必要條件たる生産の増加を害して顧みないといふことは所謂角を矯めて牛を殺すの愚と云はざるを得ない」といふのである。

田中博士の説を通讀するときはその説の根柢をなすものは既に上田博士の指摘せられた如く、自由放任主義であることを認むるに難くない、尙言葉を換へていへば、正統經濟學派の説を奉せられたものである、従て自由放任主義であると共に生産偏重主義である、博士は曰く「合理的の不等であればこそ自由競争か行はれて人數の向上發展が促さるのである然るに此合理的の不等を無視して生れながらに優劣ある人類を強て平等にせんとするは亂暴であつて正義に適はぬ」と、其口

* 上田貞次郎博士、租稅と社會政策（社會政策學會論叢第十冊二四一頁以下）

防より察すると合理的な不平等より生じたる富の分配の不平等には手を染むべからずといふのであらう、是れ自由放任主義にあらずして何であるか、

博士は又曰く「金持に重税をかければ資本の集中を妨げ大規模生産に打撃を與へ資本を國外に放逐して國民經濟の發展を阻礙す」と、博士の頭にある根本思想は資本に手を觸るべからずといふ考であるらしい、是れ生産偏重の主義にあらずして何であるか、

先づ自由放任主義に就て見んに、博士は社會政策が富の絶對平等を主張し團票の並比べを來たすことを難じて合理的な不平等より來る貧富懸隔を其儘に放任せよと論ぜらるが如しと雖とも、余輩は社會政策を唱道すと雖とも、博士のいふが如く富の絶對の平等分配を主張するものでない、又社會政策的租税を辯護すと雖とも、博士のいふが如く團票の背並べの狀態に達せんことを期するものでない、既に第一項に於て論じたるか如く富の分配の多少の不平等は必ずしもあしからず、唯今日の如く富の分配の極端なる不平等を不可とするのみである、然り而して今日の富の分配の不平等なることは、單に人の生れながらの自然の不平等に順應したものでない、見よ、精神上肉體上優つた人で貧に泣て居るものがあるかと思へば精神上肉體上劣つた人で巨萬の富を擁するものがある、これは所有權制度の自然の結果である、又所有權制度あるが故に土地の價格の自然の増加があり、相續があり、贈與がありて、所謂不勞利得も盛に起つて來るのである、是等

は決して合理的の不平等から來て居るものといふ事出來ぬ、既に富の分配の不平等が合理的の不平等より來て居ないとすれば、社會政策によりて之を矯正することを承認せねばならぬ、田中博士にして若し之に反對せらるゝならば、根本的に社會政策に反對せられねばならぬ、勿論自由放任主義よりいへば、社會政策に反對せねばならぬ筈である、併し乍ら博士が、斯く迄徹底的なる考を持つて居らるゝかは疑問である、博士の論理よりすれば博士も亦社會政策の意見を持たれないではない、曰く「健全なる社會政策は貧乏人に對して出來るだけ智識を研き道德を向上し富を獲得する機會を與へて出來るだけ之を向上發展せしめて富者と同じ地位に迄引上げて其間の懸隔を少くするといふことではなければならぬ」と、果然博士も社會政策を説かれ、貧富懸隔を少くすることを主張せられるのである、博士の社會政策を實行せらるれば貧者は富者と同じ地位に迄引上げらるゝのである、何だか茲には合理的の不平等である人類が平等になつて博士の所謂正義に適はぬやうにも思へるけれども、その論理の不徹底は姑く問ふまい、博士が、既に社會政策を探られるならば、自由放任の根本觀念は之を捨てられねばならぬ、又貧乏人をして富者の地位に迄引上げらるにしても、自由放任では行けぬ、貧者の智識を研き道德を向上し富を獲得する機會を與へただけでは貧者が生活に困難することはなくならうけれども、富者の地位に迄引上げらることは今日の社會制度經濟組織の存する限りは六ヶ敷いと思ふ、若し之を能くするものありとせば、それは今

日の社會制度經濟組織を改造した後でなければならぬ、此の如き改造は自由放任で行けぬこと論なき所である。

次に生産偏重主義なるものは社會政策の考と必しも一致せない、社會政策はそれ自身分配政策であるからである、併し乍ら社會政策は常に必ずしも生産政策に反對するものでない、蓋し社會政策を實行すれば労働者や貧者の生活を改善し其精神上肉體上の發達を資け、延ては労働能率を高め生産を益することゝなるからである、こは工場法や義務教育法や救貧法や労働保險法等の經驗で實證せらるゝ所である、然らば社會政策的租稅に於ても同じであらねばならぬ、富者に重く課したる租稅を以て貧者の精神的肉體的發達を助くる設備に用ひば、假令富者の富は減じても一國々民經濟の發達は阻礙せられると謂ふこと出來ぬ。田中博士は富者に重く課すれば生産に打撃を與ふが故に非なりと論せらるゝ、より見れば、富者に軽く税して以て社會政策の實行をしやうといふ意見と解せねばならぬ、それでは、収入も少く社會政策を徹底せしむること出來まい。

田中博士は社會政策よりして富者に重く課することを頻りに批難せられて居るが、他方に於ては負擔の公平即ち納稅力に比例する租稅といふ點から、累進税を主張せられ、財産收入と勤勞收入と取扱を異にせねばならぬと論せられ、最少生活費には免税すべしと説かれて居る、所で累進税を課し、財産收入と勤勞收入とは取扱を異にすることゝせば富者に重く課することゝなる、此

くして富者に重く課するやうになつて來ても、博士は貧富懸隔を調和するものと認めぬのであらうか、租税に依て貧富懸隔の調和を來しても、博士は手段の爲めに目的を犠牲にすることはせられぬであらうか、更に進んでは資本の集中を妨げ大規模生産に打撃を與へるとはせられぬのであらうか、若し富者に重く課するのが惡いならば、社會政策よりするも、負擔の公平といふ點よりするも同じことに歸すると謂はねばならぬ。

余は最後に社會政策的租税と正義との關係に就て一言したい、博士は社會政策的租税が正義に反することを論ぜられたる中に、或は正義の原則に反すといひ、或は、能力の違つて居る人類を平等に取扱ふは不合理極まるといひ、貧乏人に免税し金持からは大に租税を取て貧富懸隔を調和せんとすることは正義の斷じて許さざる所といはれて居る。此等の論理から博士の所謂正義なる觀念を求むるに、或は能力の不平等より生じたる貧富の懸隔は合理的であつて、之をその儘認むるが正義であるやうにも解せらる、或は納税力に比例して租税を課することが正義に適ひ社會政策の目的を以て課税するのは正義に反すといふやうにも聞こゆ、併し余輩を以て之を見れば今日の貧富懸隔は合理的なる不平等より出たるものでなく、其弊害堪ゆべからざるものがあるが故に、之を矯正することが今日の正義に適ふと思ふ、一體正義なるものは、時世に依て適用を異にするものである、國富徴にして、産業亦極て幼稚なるときに當りては、生産の偏重の主義も自由放任の

主義も、其時代精神に鑑みて、正義の觀念に適て居つたらうが、國富漸く大にして産業亦頗る發達し貧富の懸隔極端に走り諸弊百出するに及んでは、貧富の懸隔を矯正するといふ事が、其時代に於て正義に適つて居ると謂はねばならぬ、之を租稅に於ける正義の原則に見るに、租稅は平等でなければならぬといふ原則があるが、それも一般人民の納稅額が同一たるべしといふのでなく、負擔を感ずる程度に於て均等たるべしといふので、富者に重く貧者に軽く課することを要求して居る、是れ田中博士の所謂納稅力に比例する租稅といふことである、若し富の分配が絶對に平等であるとするれば、正義の觀念は各人の納稅額を同一にすることを要求するであらう、然るに今日の富の分配は平等である、故に之を前提として議論を進めると正義の觀念は富者に重課し貧者に輕課することを要求することゝなる、是に依て之を觀れば貧富懸隔を矯正しやうといふ社會政策の思想も、擔稅力に應じて課稅すべしといふ租稅正義の原則も同じく正義といふ觀念に基いて居るのである、さればこそ、社會政策よりする課稅と擔稅力に應ずる課稅とが其結果に於て甚しき徑庭ないものとなつて居るのである、されば社會政策的租稅が正義に反するとして斥けるのは其當を得たものと謂ふこと出来ぬ。

第四 社會政策的課稅方法と應分擔稅

の原則に依る課税方法

前述の如く租税には社會政策の目的を有することを許さねばならぬ、租税に社會政策の目的を有することを許すとせば如何なる方法に依るべきかといふ問題が起る、租税をして社會政策の目的を遂げしむるには種々の方法あれども、要は富者に重く課し貧者に軽く課するといふに歸す、富者に重く課するには免税の特権を與へたる者の制度を全廢し、進ては累進税率を適用し、財産所得を重く課し、偶然利得を更に重く課し、尙實質上の財産税を起すべきである、財産所得を重く税するには、或は所得の源泉に溯りて異なる税率を適用するか、或は一般所得税に對立して收益税若くは一般財産税又は奢侈税を設くるか、何れかの方法を採るべく、偶然利得に重く課するには、相續税、地價差増税、戦時利得税、取引所税、富籤税等を按排すべきである、貧者に軽く課するには其極めて貧しき者を免税し、勤勞所得で衣食する者には輕き課税をなし、家族其他扶養すべき人の數により、負債の有無健康の良否に依て斟酌し、一般貧者の消費すべき物品に課する消費税に手加減をなすべきである。此の如く富者に重く課し貧者に軽く課するときは貧富懸隔は緩和せらるることとなり社會政策の目的を達することが出来る。

二

此く論ずると、人或は社會政策を借らずとも財政の理論で富者に重く課し貧者に軽く課するの方針を定めることが出来るといふであらう。

成程正義の原則に基き負擔の公平といふ觀點に立脚すると租稅の累進、財産所得重課、勤勞所得輕課、最低生活費免除といふ理窟も出て來、社會政策よりするものと同じ結論に達するのである、さうすると社會政策の目的を擔ぎ出さなくともよいやうに考へられる、併し乍ら更に一步を進め考へれば兩者は全然一致するものといへぬ所がある、即ち負擔の公平より立論すると貧者富者が負擔を感ずる度合に於て均等たるべきものであつて富者も貧者も其經濟能力に同じ程度の打擊を被ることになるべきである、こは勿論理想的に課稅の行はれたる場合を想像してからの話である。然るに社會政策に立脚するときは之より尙一步を進め更に富者と貧者との間隔を縮めることが出来るのである、租稅の社會政策的目的を是認すれば此結論を否むこと出来ぬ。

これは一般論であるが、今、富の分配を矯正するの結果を齎らす諸種の方法に就て個別的に觀察するに、純財政論よりするものと社會政策よりするものと多少の相違がある。

先づ累進税に就て考ふるに累進税は犠牲を均等にするといふ論、限界效用説等より十分に立論することが出来、全く社會政策よりすると同じ結果に到達する、併し累進税に關する理論は所得若

は財産を持つて居る人より觀察したもので、如何なる人が之を持つかに依て區別して居る譯でない、處が相續税の如き何れの國に於ても其相續財産を受ける人如何によりて即ち相續者の親等の疎遠なるに従て累進を行ふて居る、こは親等の疎遠なるに従て偶然利得の性質を増す爲に外ならぬ、然るに偶然利得を重課するといふも累進税でなければならぬといふ理由は十分でない、之に社會政策の考を加へて來ると其理由が明瞭になる、相續者が偶然利得者たればたる程、税率を重くするも苦痛を感ぜざるに乗じて、國家は分配の不平等を矯正することが出来るからである。次に累進税は由來所得若くは財産の量が増すに従ひ次第に税率を高むるものである、然るに税率を高めて已まねば十割以上に達するは數學上當然のことである、然るに十割以上に達するは財産若くは所得を沒收し尙足らぬといふ事である、さうなれば累進税論は私有權を前提として、私有權を否認するの矛盾に陥るのである、社會政策よりいへば富の分配の不平等を矯正せんとするに過ぎないので、財産所得を沒收するを目的とせない、従て累進税率に最高限を附することが必要となりて來る、而して其最高限は富の分配の不平等となるに従て之を高めるといふ理窟も出て來るのである、是が故に累進税論にも社會政策的見地を加へて來ねば完全とならぬ。

次に最低生活費免除も應分擔税の原則より十分に説明することが出来る、蓋し最低生活費は生活を支ふる爲に之を處分せねばならぬ、従て擔税力がない、之に税するは人をして餓死せしむる

ものであるからいけない。此結論は社會政策の觀點よりすると同じことである、併し乍ら最低生活費免除は財政論よりすれば普通の原則の例外であるから最も嚴格に解釋せねばならぬ、從て最低生活費を支ふる以上の所得あるものには免税すべきでない。然るに社會政策よりせば經濟的能力の小なるものには十分に斟酌し之を免することが出来るのである即ち小所得者には所得税を免すべきである、所得税の免税點は此見地よりして更に高くすることが出来る譯である、又更に進では財産の極て少き者には收益稅財産稅等を免すべきである、小地主小農に對して地租を免じ、小營業者に對して營業稅を免じ、生計豊ならざる者に家屋稅を免じ、營利能力なき者に資本利子稅を免じ、小財産の相續者に相續稅を免するが如きである。要するに小資産者に對する課稅を免するは、社會政策の見地より初て合理的に説明することを得るのである。*

又最低生活費免除の方法としては必需品に對する消費稅を廢すべしとの結論に達する、從て酒や煙草の如き嗜好品は必需品でないから此限にあらずといひ得るが、酒や煙草の消費が一般的ならば、之に課する消費稅は最低生活費を脅かす虞ないではない、處が社會政策より觀察せば、酒や煙草に重く稅するも差支ない、蓋し酒や煙草に稅すれば其價が高くなる、其價が高くなれば其消費が衰へる、其消費が衰へばそれ丈け個人所得は費消せられないで濟み、それだけ個人所得の使用が矯正せらるゝこととなり、個人所得の利用が矯正せらるれば貧者が益々貧乏になること

* Wauger, a. a. O. S. 405.

を豫防し得て社會政策の目的を達することが出来る、又酒や煙草に税しても尙其消費を廢せぬもの少くあるまい、從て酒税煙草税の收入は相當に多くならう、是に於てワグネルの如きは國家が其收入を以て勞働保險の如き經費に充つるときは社會政策の色彩を帶ぶといふ、蓋し下級民が飲酒喫煙に依て酒税煙草税として消費するも其税の收入は自己階級の保險に供せられるから、恰も保險料を支出したると同じことに歸し、個人所得は有用に使はれることゝなる、是れ一種の社會政策的目的税論である。目的税は現代の豫算統一主義に逆行するものであつて、財政の上よりは固より歡迎すべきものでない、併し乍ら社會政策の上より之を必要とするといはゞ例外的に之を許さねばなるまい。

ワグネルは又資本税若くは財産税に於ても社會政策的目的税論を主張して居る、曰く個人財産若くは個人資本に課する税の收入を以て貧民學校を起し又は勞働保險の經費を支辨せば富者の資本若くは財産の之を損せんも勞働者階級の經濟能力を高め其資産を増すことゝなるが故に、國民經濟としては失ふ所なく、小數の大富豪の代りに多數の小資産家を得べきであると、斯ういふのである。*

目的税論としては前と同じなる批評を加へ得られるが、其結果としては或る程度に於て實質的財産税資本税を肯定することゝなり單純なる財政論のみよりするものは大に異なる斷案を得た

る譯である。

以上は單純なる財政論よりも社會政策の目的よりするものが一步を進めて居る二三の例に過ぎぬ、これだけでも租稅の社會政策的根據を否認し得ない反證とすることが出来る。

x x x x x x x

以上論ずるが如く現代の租稅は理論上社會政策の手段として用ふることを得るものであり又社會政策の手段として用ひねばならぬものである、此理論は次第に實現せられて行かれねばならぬ社會問題の喧しき今日に於て殊にさうである、此くして租稅の社會政策化は現代の特徴となつて來るべきものである。我國に於ても今や諸種の租稅の改正が行はれんとして居る、更に根本的稅制整理の必要も認められて居る。其租稅の改正や稅制の整理は、是非とも社會的租稅政策の觀點に立て之を實行せねばならぬ、此くして初て我國に於ける社會問題の解決に一步を進むることが出来るのである。